

# 総合計画

---

# 第一次佐賀市総合計画（マスタープラン）

## 計画策定の趣旨

2005年10月1日、佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の1市3町1村が合併し、また、2007年10月1日には佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町の1市3町が合併して、新しい「佐賀市」がスタートを切りました。

本計画は、合併後最初の総合計画であることから、旧市町村の歴史や文化等を継承し、社会・経済情勢の大きな変化に的確に対応しながら、融和と発展のもと、新しいまちづくりを計画的、かつ、総合的に進めていくために、1市3町1村で合意した新市建設計画及び1市3町で合意した合併新市基本計画を基本として、新たな都市像に向けた長期的な展望を示す総合計画を策定しています。

## 計画の役割・位置付け

### ◇市役所における「行政経営の指針」

今回の総合計画は、新市建設計画及び合併新市基本計画を発展させる形で策定された、新しい佐賀市にとって第1次となる「まちづくりの計画」であり、市役所にとっては、施策を展開する際の基本方針を示した「行政経営の指針」となるべきものです。そのため、総合計画は行政経営における最上位計画と位置づけられています。

### ◇市民における「まちづくりの指針」

これからのまちづくりには、行政だけではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等がより主体的に参画していくことが期待されます。総合計画は、行政経営の最上位計画であると同時に、本市の地域社会づくりを行っていくための基本となる計画であり、市民と行政が共有する目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けてそれぞれに期待される、あるいは、それぞれが果たすべき役割を示すことで、市民と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

## 計画の構成

この総合計画は、本市の目指す将来像及び政策展開の基本方向等を示した「基本構想」と、この構想を実現するための施策や基本事業を体系化した、まちづくりの具体的な指針となる「基本計画」との2つで構成されています。

## 計画の期間

計画の基準年次を2007年度（平成19年度）とし、目標年次を2014年度（平成26年度）とする8年間の計画です。ただし、社会・経済情勢の変化が予想されるため、基本計画については、中間年度の2010年度（平成22年度）に必要な見直しを行います。

# 佐賀市総合計画

## 基本構想

### ■社会潮流の変化

- (1) 人口構造の変化
- (2) 暮らしの安全・安心の確保に対する意識の高まり
- (3) 産業構造の変化と情報通信手段の高度化・多様化
- (4) 環境問題の顕在化
- (5) 価値観・ライフスタイルの多様化
- (6) 「公共」のあり方の見直し



### ■基本理念

- (1) 量的拡大から生活の質の向上へ
- (2) 安全で、安心して暮らせる社会へ
- (3) 自立と自己責任の時代へ
- (4) 知と個性の時代へ
- (5) ところ通わず時代へ



### 佐賀市の将来像

人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」



### ■政策展開の基本方向

- 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現
- 地域で安心して生活できる社会の実現
- 自然と調和した個性的な美しいまちの実現
- 豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現
- 地域経営の推進

### ■総合計画を推進するに当たっての基本姿勢

- 協働によるまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の実現
- 行政経営の有効性と効率性の追求
- 福岡都市圏を意識したまちづくりの推進

## 基本計画

■将来推計(人口フレーム・産業フレーム)

■土地利用(土地利用方針・土地利用計画・都市構造)

### ■分野別計画

政策 (5)	施策 (38)	基本事業 (116)
佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現	◎観光の振興	情報の効果的発信ほか
	◎商工業の振興	既存商工業の経営支援ほか
	◎農林水産業の振興	農林水産品情報の発信ほか
	◎中心市街地の活性化	街なか居住の推進ほか
地域で安心して生活できる社会の実現	◎地域福祉の充実	福祉サービスの充実ほか
	◎高齢者福祉の充実	高齢者の自立生活支援ほか
	◎障がい者の自立支援	地域生活への支援ほか
	◎健康づくりの支援	自主的な健康づくりの支援ほか
	◎地域医療の充実	救急医療体制の充実ほか
	◎生活困窮者の自立支援	適正扶助の推進ほか
	◎生活者の安全確保	防犯対策の充実ほか
	◎防災・危機管理対策の充実	消防・救急体制の充実ほか
	◎人権尊重の確立	人権意識の高揚ほか
	◎男女共同参画社会の実現	男女共同参画の促進ほか
自然と調和した個性豊かな美しいまちの実現	◎計画的な土地利用の推進	土地の有効利用の推進ほか
	◎総合交通体系の確立	生活バス路線の確保ほか
	◎道路ネットワークの充実	生活道路の整備による安心・快適な移動の確保ほか
	◎住宅環境の充実	快適な居住環境の充実ほか
	◎景観の形成	景観形成の推進ほか
	◎都市緑化の推進	緑化活動の推進ほか
	◎農業振興地域の保全	農業基盤の維持ほか
	◎森林の保全	森林環境の整備ほか
	◎水辺空間の充実	水辺空間の整備ほか
	◎環境の保全	自然環境保全活動の推進ほか
	◎循環型社会の構築	家庭系ごみの排出抑制とリサイクルほか
	豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現	◎子育て支援の充実
◎就学前からの教育の充実		幼児教育の充実ほか
◎家庭・地域・企業の教育力の向上		家庭の教育力の充実ほか
◎生涯学習の推進		多様な学習機会の提供ほか
◎市民スポーツの充実		生涯スポーツの推進ほか
◎魅力ある文化の醸成		遺跡、史跡等の保存・整備と活用ほか
◎文化芸術活動の振興		市民文化活動の創造ほか
◎協働と市民活動の推進		協働の仕組みづくりほか
地域経営の推進	◎情報の共有化の促進	情報の共有化の促進
	◎効果的・効率的な行政経営の推進	経営の仕組みの充実ほか
	◎財政の健全性の確保	健全な財政運営ほか
	◎業務執行体制の充実	職員の資質の向上ほか
	◎議会活動への支援	議会運営への支援ほか

■重点プロジェクト

事務事業  
(約1200事業)

## 個別計画

本書では、各事業の総合計画上の位置づけを認識してもらうため、参考までに事業名等の横に番号を付けています。番号は下記の施策一覧の番号に対応しています。

(例：番号が **1-1** の場合、「政策1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現」「施策1. 観光の振興」に位置付けられます。)

政 策

施 策

1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現

- 1-1 観光の振興
- 1-2 商工業の振興
- 1-3 農林水産業の振興
- 1-4 中心市街地の活性化

2. 地域で安心して生活できる社会の実現

- 2-1 地域福祉の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 障がい者の自立支援
- 2-4 健康づくりの支援
- 2-5 地域医療の充実
- 2-6 生活困窮者の自立支援
- 2-7 生活者の安全確保
- 2-8 防災・危機管理対策の充実
- 2-9 人権尊重の確立
- 2-10 男女共同参画社会の実現

3. 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

- 3-1 計画的な土地利用の推進
- 3-2 総合交通体系の確立
- 3-3 道路ネットワークの充実
- 3-4 住宅環境の充実
- 3-5 景観の形成
- 3-6 都市緑化の推進
- 3-7 農業振興地域の保全
- 3-8 森林の保全
- 3-9 水辺空間の充実
- 3-10 環境の保全
- 3-11 循環型社会の構築

4. 豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現

- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 就学前からの教育の充実
- 4-3 家庭・地域・企業の教育力の向上
- 4-4 生涯学習の推進
- 4-5 市民スポーツの充実
- 4-6 魅力ある文化の醸成
- 4-7 文化芸術活動の振興

5. 地域経営の推進

- 5-1 協働と市民活動の推進
- 5-2 情報の共有化の促進
- 5-3 効果的・効率的な行政経営の推進
- 5-4 財政の健全性の確保
- 5-5 業務執行体制の充実
- 5-6 議会活動への支援